

## **[事案 27-223] リビングニーズ特約遡及付加請求**

・平成 28 年 6 月 30 日 裁定終了

### **<事案の概要>**

募集人に要望していたにもかかわらずリビングニーズ特約（以下、本件特約）が付加されていなかったことを理由として、本件特約の遡及付加および申立人が医師から余命宣告を受けたことによる本件特約保険金の支払いを求めて申立てのあったもの。

### **<申立人の主張>**

平成 5 年 3 月に契約した終身保険について、以下の理由により、本件特約を平成 23 年 9 月に遡及付加し、本件特約保険金を支払ってほしい。

- (1)平成 23 年 9 月に契約者を申立人に変更した際、本件特約の付加を募集人に依頼しているが、募集人が手続きを行わなかったため付加されていなかった。
- (2)平成 25 年 2 月に自分は主治医から余命 1 ケ月であるとの宣告を受けている。

### **<保険会社の主張>**

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1)平成 23 年 9 月の契約者変更手続きを含め、平成 25 年 2 月の余命宣告以前に、申立人から、同特約付加の申し出を受けた事実はない。
- (2)平成 25 年 2 月に余命宣告を受けているが、同年 3 月に肝移植手術が成功しており、平成 27 年 3 月の本件特約保険金の請求時点では、約款に定める本件特約保険金の支払事由には該当していない。

### **<裁定の概要>**

#### **1. 裁定手続**

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理を行った。なお、申立人は、事情聴取を辞退し書面審理を希望した。

#### **2. 裁定結果**

上記手続の結果、本件特約の遡及付加および本件特約保険金の支払いは認められず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、業務規程第 37 条にもとづき手続を終了した。